

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【公開番号】特開2018-33728(P2018-33728A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2016-170111(P2016-170111)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B	17/34	
A 6 1 M	25/00	5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

穿刺針が挿入される挿入孔を有し、前記挿入孔の先端の開口部から遠ざかるにしたがって径が大きくなる部位を有する拡径部と、前記拡径部が取り付けられて、前記挿入孔の開口方向に沿って長い軸体と、を備えたダイレータであって、

前記拡径部と前記軸体との境界部分は、前記軸体の軸心を法線とする仮想平面を横切る線分を少なくとも1つ含む境界線を有し、

前記拡径部と連結する拡径部連結部と、前記軸体と連結する軸体連結部と、前記拡径部及び前記軸体と連結することによって前記拡径部と前記軸体とを接続する接続部と、をさらに有することを特徴とするダイレータ。

【請求項2】

前記拡径部と前記軸体とが接触する接触面は、前記仮想平面に平行である、請求項1に記載のダイレータ。

【請求項3】

前記境界線は、前記仮想平面を垂直に複数回横切る、請求項1または2に記載のダイレータ。

【請求項4】

前記境界線は、前記仮想平面を斜めに複数回横切る、請求項1または2に記載のダイレータ。

【請求項5】

前記接続部は、先端が穿刺針を保持する針支持体である、請求項1から4のいずれか一項に記載のダイレータ。

【請求項6】

前記軸体は前記軸心と平行な凸条部を有し、前記軸体は、前記軸体連結部が挿入される側の端部に前記軸心に対して斜めに形成された斜面と、当該斜面に続く凹面と、を有する斜め溝を有する、請求項1から5のいずれか一項に記載のダイレータ。

【請求項7】

前記接続部の前記軸体連結部は、前記軸体に挿入される突没自在な連結爪を備える、請

求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のダイレータ。

【請求項 8】

前記拡径部は前記拡径部に対する前記接続部の角度を定める拡径部側位置合わせ部を備え、前記拡径部連結部は前記拡径部側位置合わせ部と係り合う接続部側位置合わせ部を備える、請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載のダイレータ。

【請求項 9】

前記接触面が略円環形状であって、前記境界線は前記接触面の外周を 6 周期から 8 周期で一周する波形を含む、請求項 2 に記載のダイレータ。